



平成27年3月23日

各 位

会社名 文化シャッター株式会社  
代表者名 代表取締役社長 茂木 哲哉  
(コード番号 5930 東証第一部)  
問合せ先 経営企画部長 高橋 章文  
(TEL 03-5844-7140)

## 有限会社西山鉄網製作所の株式取得（子会社化）に関するお知らせ

当社は、平成27年3月23日開催の取締役会において、以下のとおり、有限会社西山鉄網製作所（以下、「西山鉄網製作所」という。）の株式を取得し、子会社化することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 株式の取得の理由

西山鉄網製作所は、主に首都圏を中心とした住宅向けの基礎鉄筋ユニット、溶接金網、ラス等の製造メーカーです。1962年（昭和37年）に設立され、これまでの永年の業歴の中、特に建設現場での人手不足解消、工事現場での省力化ニーズに資する製品の開発・販売に取り組んでおり、また受注から納入までの一貫した取引モデルを通じ顧客からの高い信頼を得ているなど、企業活動を通じて永きにわたり経済・社会の発展に貢献し続けてきていることを背景に、確固たる業界地位を築いてまいりました。

一方、当社グループは、各種シャッターをはじめ、ビル用建材、住宅用建材を製造・販売する総合建材メーカーであります。生活者視点で開発した製品の提供と、お客様との持続的な信頼関係づくりに欠かせないアフターメンテナンス体制づくりにより、お客様の様々な暮らしに役立つ製品とサービスの提供に努めてまいりました。

両社が取り扱う商品は同じ建材分野ではありますが、取り扱う商品は全く異なるものであり、今後、両社における協業を通じて建材分野における領域の拡大・商品拡充、顧客基盤の強化、収益モデルの多様化を図ることが可能と考え、お客様に対する貢献において高いシナジー効果の創出を目指して参ります。

2. 異動する子会社（西山鉄網製作所）の概要

(1) 名 称	有限会社西山鉄網製作所			
(2) 所 在 地	東京都葛飾区堀切4-57-21			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西山 栄一			
(4) 事 業 内 容	基礎鉄筋ユニット・ラス・スパイラルフープ、鉄線・溶接金網の製造販売			
(5) 資 本 金	4,000 千円			
(6) 設 立 年 月 日	昭和 37 年 1 月 29 日			
(7) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
(8) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成 24 年 10 月期	平成 25 年 10 月期	平成 26 年 10 月期
	純資産	3,113 百万円	3,471 百万円	3,844 百万円
	総資産	5,288 百万円	6,036 百万円	6,179 百万円
	1 株当たり純資産	778,447 円	867,883 円	961,056 円
	売上高	7,873 百万円	8,624 百万円	9,264 百万円
	営業利益	314 百万円	578 百万円	563 百万円
	経常利益	335 百万円	597 百万円	586 百万円
	当期純利益	192 百万円	357 百万円	372 百万円
	1 株当たり当期純利益	48,221 円	89,436 円	93,172 円
	1 株当たり配当金	0 円	0 円	0 円

3. 株式取得の相手先の概要

株式取得先の相手先は、個人 2 名ですが、秘密保持契約により非開示とさせていただきます。なお、当社と当該個人の間の特記すべき関係はありません。

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (議決権所有割合：0.0%)
(2) 取 得 株 式 数	4,000 株 (議決権の数：4,000 個)
(3) 異動後の所有株式数	4,000 株 (議決権の数：4,000 個) (議決権所有割合：100.0%)

※取得金額の開示は、売主との協議により差し控えさせていただきますが、公平性・妥当性を確保するため、第三者機関による財務・法務調査結果参考資料を基に決定しております。

## 5. 日 程

(1) 取締役会決議日	平成27年3月23日
(2) 契約締結日	平成27年3月23日
(3) 株式譲渡実行日	平成27年4月 1日 (予定)

## 6. 今後の見通し

本件株式の取引により西山鉄網製作所は、平成27年4月1日から始まる事業年度より、当社の連結子会社となる予定です。当社の連結業績に与える影響については、現在精査中ですので、今後業績予測の修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

## 7. その他特記すべき事項

本件株式取得は、現在行われております公正取引委員会による審査の結果において、排除措置命令の発令等、株式取得の実行を妨げる要因が存在しないことが前提となります。また、株式取得の日程につきましても、公正取引委員会の審査日程次第で変更される可能性があります。

以 上